



ラストフロンティア・ミャンマーの現在

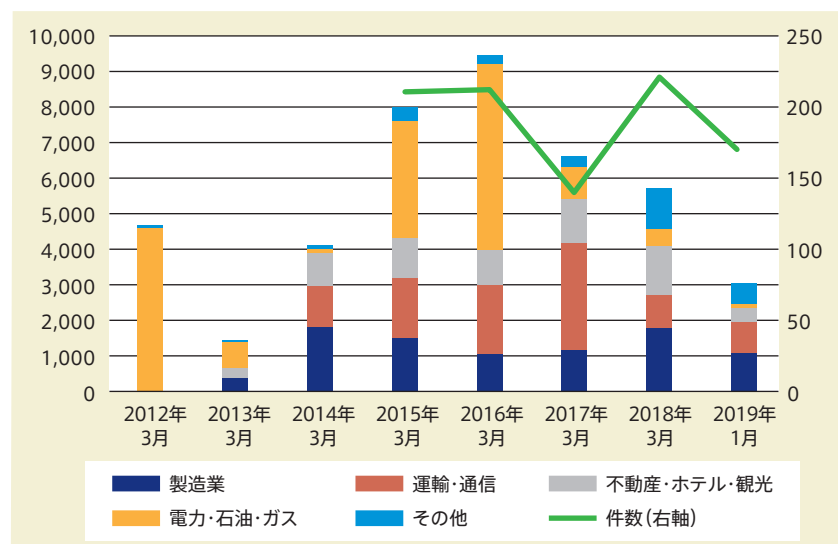
みずほ銀行 国際戦略情報部 調査役 鈴木 裕久

2011年に文民政権発足によりミャンマーの民主化が進み、アジアの「ラストフロンティア」「ラストリゾート」などと呼ばれてから8年が経過した。民主化を機に多くの日系企業がミャンマー詣でを行い、2015年には日本の官民が連携して開発したティラワ工業団地も開業し、多くの外資企業が参入をするなど、まさに「ラストフロンティア」にふさわしいにぎわいをみせていた。しかし、着実に伸びていた外国からの直接投資(FDI)も2016年には減少に転じるなど、一時のブームからは潮目が変わってきている。本稿では、主に2016年以降のミャンマーの投資環境の状況について俯瞰していきたい。

FDIの状況

2011年の民主化以降、外国からの直接投資額(認可ベース)は順調に増加し、2016年3月には94億8,600万米ドルに達した。しかし、翌年度以降は減少に転じており、2018年度^{*1}も2019年1月まで(10ヵ月)の累計で、引き続き減少傾向にあるといえる。しかしながら、内訳をみると、2016年3月までは電力等のインフラ部門がFDIを牽引していたが一巡して減少に転じている一方で、製造業に関しては、2012年3月まで毎年5千万米ドル前後で推移していたものが、2014年3月以降は、増減はあるものの10億米ドルを超える水準となっており、2018年3月は17億6,900万米ドルに到達している(図表1)。

図表1. 外国からの直接投資額(認可ベース)推移(単位:百万米ドル)



(注)本統計には、ティラワ経済特区(SEZ)への投資額は含まず
(出所)ミャンマー投資企業管理局(DICA)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

ティラワ工業団地

日本・ミャンマー両国の官民が協力して進めてきた工業団地プロジェクトであるティラワ工業団地は2015年に開業した。ゾーンA(405ha)は、ほぼ完売の状況で、ゾーンBの第1期(101ha)も順調に販売を進めており、2019年8月開業予定のゾーンB第2期(77ha)もすでに予約が入るなど着実に投資を呼び込んでいる。2019年1月末時点での投資認可ベースでは、105件/16億2百万米ドルとなっており、日本は件数ではトップの36件、金額もシンガポールに次ぐ投資となっている(図表2)。なお、シンガポールからの投資には、日本からシンガポールを経由している投資も多く、実質50件以上が日本からの投資である。

ティラワ工業団地が盛況な理由としては、インフラ面の充実やワンストップサービスセンターの存在があげられる。インフラ面は、円借款による周辺インフラの整備(ガスパイプライン・港湾・発電所・変電所・アクセス道路・橋・通信設備・浄水設備)や工業団地内の施工・浄水設備・排水処理設備・配電設備・通信設備などオールジャパン体制での開発を行っている。ワンストップサービスセンターは、経済特区法に基づき設置されており、迅速な許認可(会社登記・投資認可・環境申請・ビザ発行等)取得が可能となっている。最近では、

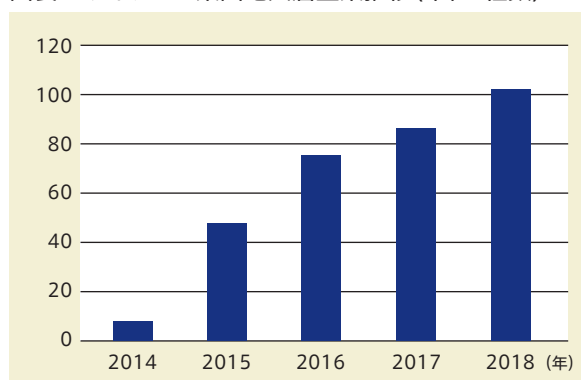
入居後に工場を拡張する企業も数多く出てきており、今後も新規投資のみならず、追加投資が増えていくことが期待される。

図表2. ティラワ工業団地への投資(単位:百万米ドル)

	2019年1月末まで累計	
	件数	投資認可額
シンガポール	27	639
日本	36	463
タイ	15	186
韓国	5	84
香港	5	52
ミャンマー	3	36
英国	1	20
その他	13	122
合計	105	1,602

(出所) ミャンマー投資企業管理局(DICA)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

図表3. ティラワ工業団地入居企業推移(単位:社数)

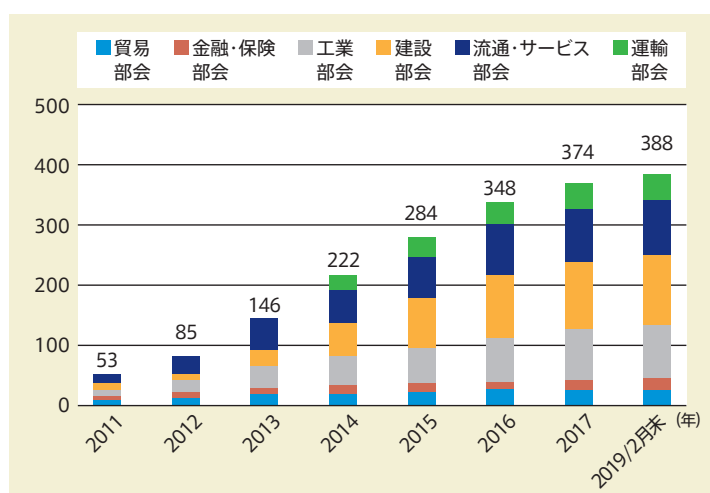


(出所) Myanmar Japan Thilawa Development Ltd. (MJTD) 資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

日系企業の進出状況

2011年には、53社であった日系企業は、4年後の2015年には231社増加し284社と急激に日系企業の参入が図られたことがわかる。その後2019年2月末までの約4年間では388社(104社増)とペースは落ちてきているものの、引き続き着実に日系企業による新規参入が行われている。2019年2月末時点の内訳別では建設部会が118社と全体の3割を占めており、日系企業の進出・ヤンゴンを中心とする不動産開発・日本からの政府開発援助(ODA)などをめざす建設会社等の参入が目立っている(図表4)。

図表4. 日本商工会議所会員数推移(単位:社数)



(出所) ミャンマー日本商工会議所HPより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

2016年以降の主な出来事

2016年にアウン・サン・スー・チー国家最高顧問が率いる国民民主連盟(NLD)による新政権の発足を受け、同年10月に米国はそれまでミャンマーに対して長年課してきた経済制裁を全面的に解除した。このことにより、SDNリスト^{*2}からミャンマーの企業や個人名が削除され、外資企業がこれらのミャンマー企業等との取引が可能となったことで、ミャンマーの投資環境は、劇的に改善した。

また、新政権は徐々に法律や各種規制の緩和に着手した。

法律面では、2017年4月に新投資法の本格的な運用を開始し、2018年8月には新会社法を施行した。新投資法は、これまで複雑かつ不明瞭であった投資規則が明瞭化・合理化され、外資規制に一定の緩和が図られた点で評価されている。新会社法では、外資企業の定義の明確化、会社設立手続きの明確化・合理化、種類株式の発行が認められるなど、外資企業にとっても手続きの簡便化や投資方法の選択肢の拡大などが図られるようになった。

規制面では、2018年5月に外資企業による卸売・小売業への参入を認める規制緩和を発表し、長年規制が不明瞭かつ実態的に参入が困難であった卸売・小売業についても大きな進展が図られた。2018年後半からは、矢継ぎ早に金融セクターの規制緩和(外国銀行の地場企業取引解禁、日本円・人民元取扱解禁、保険分野の外資開放)が発表され、さらなる投資環境の改善が期待されている。

一方で、ロヒンギャの問題等から欧州連合(EU)より一般特惠関税(GSP)^{*3}の停止の可能性が報じられるなど、ミャンマーは必ずしもプラスの面ばかりではないのも事実である。なお、ロヒンギャの問題に関しては、日本政府は当初より他国とは一線を画しミャンマーを支援していく旨を表明している。

図表5. 2016年以降の主要な出来事

年月	出来事
2016年4月	アウン・サン・スー・チー国家最高顧問率いる国民民主連盟(NLD)政権による新政権発足
2016年10月	米国によるミャンマーに対する経済制裁の全面解除
2017年4月	内国投資法、外国投資法を統一した新投資法が本格運用開始
2017年8月	西部ラカイン州でのイスラム系少数民族(ロヒンギャ)の武装集団と治安部隊の衝突をきっかけに多くの避難民が発生
2018年5月	卸売・小売業に対する外資規制緩和を発表、外資独資による卸売・小売業の展開が可能となる
2018年8月	1914年制定の旧会社法から約100年ぶりとなる新会社法の施行。外資企業の定義の明確化、会社設立のオンライン化が図られた
2018年11月	投資誘致の強化、事業環境の改善、投資関連手続きの円滑化を目指し「投資・対外経済関係省」を新設
2018年11月	ミャンマー国内の外国銀行と地場企業との取引開放
2019年1月	外資企業による保険分野への参入解禁の発表
2019年1月	日本円と人民元の取り扱い開始

(出所) 各種報道より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

最後に

2011年の民政化以降の数年間の「ラストフロンティア」と呼ばれたミャンマーブームは、FDIの状況からみても、近年は一段落したといえよう。各種法改正や規制緩和などを進めているが、引き続き不明瞭な点や運用が不確実な点が存在するのも事実である。本稿では触れてはいないが、物流面・電力面等のインフラ面に関しても改善はしているものの、引き続き多くの課題を残している。

一方でミャンマーは、スマートフォンの普及率がASEANの中でトップ水準と報じられ、近代的な商業施設がいくつもオープンしたりするなど、急激に生活水準が向上している側面も見受けられる。

また、NLD政権は、少しずつではあるが着実に法規制の整備を進めており、2020年の総選挙を控え、さらにさまざまな事業環境等の改善を進めていくことが想定される。たとえば、2018年8月には、ミャンマーで初といえる中長期的な経済発展の指針「ミャンマー持続可能な開発プラン(MSDP)」を発表、今後具体的な取り組みが期待される。

日本政府も多方面でミャンマー政府を継続して支援していく旨を表明している。「ブーム」を越えて、ミャンマーの投資環境が着実に進展・改善することに注目していきたい。

*1 ミャンマーの年度は、2017年度まで2017年4月～2018年3月としていたが、2018年より年度末を9月に変更(2018年度は、2018年4月～2018年9月)。しかし、図表1では、「2018年度」を考慮せず、2019年1月の数値を2018年4月から2019年1月の累計で表示

*2 米大統領が、国家の安全や保障を脅かすものと指定した、国や法人・自然人のリスト

*3 ミャンマーよりEU域内へ無関税で輸出できる制度

ご注意

1. 法律上、会計上、税務上の助言: みずほグローバルニュース(以下、「本誌」)記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権: 本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責: 本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかにかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成: みずほ銀行 国際戦略情報部

お問い合わせ先

くわしくはお取引店または下記まで

e-mail: **globalnews.mizuho@mizuho-bk.co.jp**

(2019年4月17日現在)